(c)　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては構成員のうちの１社においては、1,200点以上であること（上記(b)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。特定ＪＶ又は経常ＪＶのその他構成員にあっては、経営事項評価点数が1,100点以上であること（上記(b)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

(d)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(e)　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社は、平成８年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から６）までの要件をすべて満たす耐震改修工事又は新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

１）建物用途　会議場、劇場又は類似施設（ホール、講堂、ホワイエ、会議室及び視聴覚室の合計面積が過半を超える施設）

２）工事内容　耐震改修工事（制震パネル又はＲＣ補強壁による耐震補強工事）又は新築工事

３）構　　造　鉄骨鉄筋コンクリート造

４）階　　数　地上５階以上

５）建物規模　延べ面積　20,000㎡以上

６）上記１）から５）は同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶ又は経常ＪＶにおけるその他の構成員は、平成８年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成８年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記７）から11）までの要件をすべて満たす耐震改修工事又は新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

７）建物用途　会議場、劇場又は類似施設（ホール、講堂、ホワイエ、会議室及び視聴覚室の合計面積が過半を超える施設）

８）工事内容　耐震改修工事（制震パネル又はＲＣ補強壁による耐震補強工事）又は新築工事

９）構　　造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

10）建物規模　延べ面積　3,000㎡以上

11）上記７）から10）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(f)　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(g)は、第１号２(8)に同じ。

(h)　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び技術提案の作成に必要な図面等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４(2)１）に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(i)、(j)、(k)は、第１号２(9)、(10)、(12)に同じ。

(2)　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ａ）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ｂ）平成８年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記(1)(e)１）から６）までの要件をすべて満たす耐震改修工事又は新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ｃ）及びｄ）は、第１号２(6)(c)及び(d)に同じ。

なお、特定ＪＶにあっては代表者、経常ＪＶにあっては構成員のうち１社が、上記ａ）からｄ）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記ａ）及びｄ）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

３　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項

１）「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請の対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

ａ）既存躯体と制震パネル等との接合部の施工方法の工夫

ｂ）工事中の建物内での環境対策（騒音又は振動）の工夫

２）は、第１号３(1)(b)に同じ。

３）総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ａ）及びｃ）は、第１号３(1)(c)(ｱ)及び(ｳ)に同じ。

ｂ）上記１）及び２）の内容が適正であること。

(2)　提案について

１）予定価格を超えない入札者に対して提案が適正であれば、標準点として100点を与えるものとし、「既存躯体と制震パネル等との接合部の施工方法の工夫」、「工事中の建物内での環境対策（騒音又は振動）の工夫」についての評価の配点は、30：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

２）は、第１号３(2)(b)に同じ。

(3)及び(4)は、第１号３(3)及び(4)に同じ。

４　入札手続等

(1)　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館
近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　古原　悟　電話06―6942―1141(代)

(2)　入札説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中本案件の「掲載文書一覧」欄からダウンロードすること。）。交付期間は、平成23年10月21日から平成24年１月24日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時00分から午後６時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記１）に持参することにより、電子データにて交付するので、下記１）にあらかじめ申し出ること。

１）は、第１号４(2)(b)に同じ。

２）交付申込期限：平成24年１月24日正午まで。

(3)　申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法

１）提出期間：平成23年10月24日から平成23年11月14日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで。

２）は、第１号４(3)(b)に同じ。

３）提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参すること。